

## 令和8年度「赤ちゃんの駅」推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 子育てにやさしい企業推進協議会（以下「協議会」という。）は、乳幼児のいる家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため、赤ちゃんの駅を新たに設置する法人等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

- 第2条 この要綱において「施設等」とは、「赤ちゃんの駅」設置促進事業実施要綱第2条（1）に定めるものをいう。
- 2 この要綱において「赤ちゃんの駅」とは、「赤ちゃんの駅」設置促進事業実施要綱第2条（2）に定めるものをいう。

### (交付の対象)

- 第3条 補助金は、赤ちゃんの駅の整備を行う法人等（公立の施設、宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人等や反社会的組織の統制下にある法人等は除く）を交付対象とする。
- 2 交付対象の決定にあたっては、プレミアム・パスポート事業協賛企業を優先する。

### (補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業は、赤ちゃんの駅として協議会へ登録することを条件とし、授乳やおむつ替えなどの施設や設備を整備する事業であること。ただし、他の補助金等の交付を受ける事業は除く。

### (補助対象経費と交付限度額)

- 第5条 補助対象経費及び交付限度額は、別表に定めるとおりとする。
- 2 補助率は、10/10とする。ただし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

### (補助額)

- 第6条 補助額は、予算の範囲内において子育てにやさしい企業推進協議会会長（以下「会長」という。）の定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付に係る申請書類及び添付書類は、次のとおりとし、提出期限は、別に定める期日までとする。

- (1) 交付申請書 (様式第1号)
- (2) 事業計画書 (様式第2号)
- (3) 収支予算書 (様式第3号)
- (4) 整備を予定している場所の現況の写真
- (5) 整備に係る見積書の写しまたは積算の根拠となる資料
- (6) その他参考となる資料

(補助金の交付決定)

第8条 会長は、前条の申請書類の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、申請書提出期限の翌月までに補助金の交付決定の内容及び条件等を申請者に通知する。

(補助対象事業の実施期間)

第9条 補助対象事業の実施期間は、交付決定の日から当該事業年度の2月末日までとする。

(補助事業の内容変更等)

第10条 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更(中止又は廃止)する場合においては、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、承認を受けること。ただし、補助対象事業経費総額の増減が20%以内であるものはこの限りではない。

(実績報告等)

第11条 実績報告に係る書類及び添付書類は、次のとおりとし、提出期限は、事業完了後30日以内または当該事業年度の3月15日のいずれか早い日までとする。

- (1) 実績報告書 (様式第5号)
- (2) 事業実績書 (様式第6号)
- (3) 収支精算書 (様式第7号)
- (4) 支出の証拠を示す書類(レシート、領収書等)の写し
- (5) 整備完了の状況が確認できる現況写真
- (6) 赤ちゃんの駅登録申込書
- (7) 赤ちゃんの駅登録内容変更届(登録内容に変更があった場合)
- (8) その他参考となる資料

(補助金の額の確定)

第12条 会長は前条の実績報告の提出があったときには、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 会長は補助金の額の確定したときは、速やかにその額を補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第13条 申請者は前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに補助金の請求をするものとする。

2 会長は前項の規定により申請者から補助金の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第14条 会長は補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容またはこれに附した条件、その他この要綱またはこれに基づく会長の措置に従わなかったときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第15条 会長は前条に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取り消しに係る部分に対して、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

別 表

補 助 対 象 経 費	
1.施設整備	<p>「赤ちゃんの駅」設置にかかる施設整備費で協議会が必要と認めるもの</p> <p>①授乳用設備の整備に係る経費 （パーテーション、カーテン設置費、ついでに、授乳用チェアなど）</p> <p>②おむつ替え設備の整備に係る経費（おむつ交換台、ベビーベッドなど）</p> <p>③ミルク用のお湯の提供ができる設備の整備に係る経費（給湯器など）</p> <p>④おむつの自動販売機の配備に要する経費</p> <p>⑤電子レンジの配備に要する経費</p> <p>⑥トイレ内のベビーキーパーの整備に係る経費</p> <p>⑦その他、必要と認められる経費 など</p> <p>※補助対象経費は、工事費（関連付帯費用を含む）及び備品購入費など</p> <p>※1企業での年度内複数店舗の申請は不可</p>
2.遊具整備	<p>「赤ちゃんの駅」に新たに登録する店舗のうち、その施設内で使用する遊具で協議会が必要と認めるもの</p> <p>※補助対象経費は、備品購入費等とし、工事費は含まない</p> <p>※パソコン、タブレット、DVD、ゲーム機の類は対象外とする</p> <p>※1企業での複数店舗の申請は不可</p>

交付限度額

<施設設備>

設備区分	補助対象となるもの	交付限度額
1. おむつ替えができる設備	おむつ交換台、ベビーベッド	100,000円
2. 授乳ができる設備（トイレ内は対象外）	パーテーション、カーテン、授乳用チェア、ドア	100,000円
3. 以下のいずれかひとつ以上の設備 ・ ミルク用のお湯の提供 ・ 電子レンジの配備 ・ おむつ又はおしりふきの配備（販売） ・ トイレ内ベビーキーパー	給湯器、電子レンジ、調乳機器、電気ポット、ベビーキーパー、おむつの自動販売機、洗面台、流し台、ダストボックス など	100,000円

※上記のうち2つの区分にわたって整備する場合の交付限度額は150,000円

上記のうち3つの区分にわたって整備する場合の交付限度額は200,000円

<遊具整備>

補助対象となるもの	交付限度額
施設内で使用する遊具	50,000円